

4 平成15年5月16日申立て（基・電・料金サービス課平成15年5月16日第1340号）（DSLサービスに係る接続協議再開命令）

（1）経過

（申請前の経緯）

平成14年4月9日に、あっせん打切り（平成14年（争）第2号）。

平成15年2月21日に、委員会から、ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知。（平成15年（争）第1号）

平成15年	
5月16日	ソフトバンクBBから、命令の申立て。（⇒（2））
6月4日	総務大臣から、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、聴聞の開催についての通知。
18日	NTT西日本から聴聞。（⇒（3））
7月3日	聴聞主宰者から、総務大臣に報告書の提出。（⇒（4））
16日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第4号）。（⇒（5））
8月20日	委員会から、総務大臣に答申（電委第57号）。（⇒（6））
28日	総務大臣から、NTT西日本に対し、接続協議の再開を命令。（⇒（7））

（2）申立てにおける主な主張

ア 申立ての内容

DSLサービスに関し、NTT西日本がその局舎内に設置する主配線盤（MDF）の端末回線側端子盤（H）及び加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子を新たな接続点とする、NTT西日本の電気通信回線設備とソフトバンクBBの電気通信設備との接続について、NTT西日本との協議が不調のため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

イ 協議不調の理由

ソフトバンクBBは、平成15年3月6日にNTT西日本に対し協議を申し入れたが、同月26日、NTT西日本から接続請求には応じられないと拒否された。

(3) NTT西日本の主な主張

ソフトバンクBBの主張に従い協議再開命令を発することは、以下の理由により、電気通信事業法第38条及び第39条第1項に反し、違法である。

ア ソフトバンクBBによる申立ての実質は、NTT西日本のMDF内部のジャンパ線に係る工事を自社において行うことを求めるものである。MDFジャンパ自前工事は是非に関する紛争は電気通信設備の設置・保守に関する契約の締結に関する紛争としてあっせん手続の対象ではあるが、接続に関する協定の締結に関する紛争ではなく、協議再開命令の手続の対象たり得ない。

イ ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、次の理由から、電気通信事業法第38条本文にいう電気通信回線設備との接続ではない。

(ア) NTT西日本とソフトバンクBBの間では、既に相互のネットワークの接続を行っており、ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、ネットワーク間を結ぶという電気通信事業法第38条本文による接続の概念に反する。

(イ) NTT西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律により、加入者回線と交換機端子との1対1の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を維持する加入者電話網を成立させる義務を有しており、ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、「加入者電話網の完全性」を侵害する。

(ロ) ソフトバンクBBの要望する新たな接続点は、接続点に求められる責任分界点としての機能を果たすことができない。

ウ ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、接続約款の変更を必然的に伴うものであり、その内容は、他の電気通信事業者や利用者に重大な影響を与えるものであるから、二社間の協議で解決することを求める協議再開命令の発令は適切ではなく、広く利用者や他事業者の意見を反映した上で約款の改訂の是非を含む問題として慎重に審議されるべき事項である。

エ ソフトバンクBBの要求が電気通信事業法上の接続に該当すると仮定

しても、ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、次のとおり、電気通信事業法第38条各号に該当するため、NTT西日本がこれに応じる義務はない。

- (ア) 故障、移転、DSL接続事業者変更等の際に、他事業者によるジャンパ線切り替え等が迅速に行われなかったことにより、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、結果として、利用者からの苦情対応等の実務面への影響やNTT西日本の信用の失墜が生じ、NTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。
- (イ) 狭いスペースに複数の作業員が集中することにより、ジャンパ線切り替え等の際の誤接続などの事故の増加が懸念されることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。
- (ウ) 断線事故等の発生は不可避であり、その際の責任分担が不明確になることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがあるとともに、事業用電気通信設備の技術基準を遵守することが技術的又は経済的に著しく困難である。
- (エ) NTT西日本は、利用者に対するプライバシー保護の責任を果たすことができなくなり、また、社会の安全に対する脅威の可能性、安全保障や外交への悪影響の発生の可能性も生じることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- (オ) MDFジャンパ線の工事は、NTT西日本が行う部分と他事業者が行う部分とに分割されることとなり、作業工程の増加が生じ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- (カ) 複数の事業者による工事が統一的な指揮命令系統なく同時並行的に実施され得ることになりかねず、ジャンパ工事作業中の人身事故発生の可能性が高まることとなるが、これを防止することは技術的に著しく困難であり、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じ、かつNTT西日本の利益を不当に害することとなる。

オ ソフトバンクBBの要求は、NTT西日本の財産権及び営業の自由を侵害するものであり、工期短縮・工事費低減を根拠とする主張には理由がなく、加入者電話網の準公共財性やライフラインとしての電話サービスの安定的提供に支障を及ぼすおそれがあることに鑑みても、協議命令

を発する合理的理由はない。

(4) 聴聞報告書（要旨）

NTT西日本等の主張は、総務省の考え方を覆すに足るものではなく、したがって、協議再開命令を出すことについて、電気通信事業紛争処理委員会に諮問することが適当であるとされた。

(5) 諮問

平成15年7月16日諮問第4号

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続が同法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないことから、NTT西日本に対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第88条の18の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

(6) 答申

平成15年8月20日電委第57号

答 申 書

平成15年7月16日付け諮問第4号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

西日本電信電話株式会社に対し、電気通信事業法第39条第1項の規定に基づき、接続に関する協定の締結のため協議の再開を命ずることは、相当である。

ただし、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBB株式会社が当然に行い得るものではなく、西日本電信電話株式会社に接続義務を履行する責務があることを前提とした上で、その主体や方法について当事者間で調整を行うべき事項であることを付言する。

別 紙

第1 本件の経過

総務大臣は、平成15年（以下、特に断らない限り同様）7月16日、当委員会に対し、電気通信事業法（以下「法」という。）第88条の18の規定に基づき、法第39条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する命令につき諮問をした。その経過は次のとおりである。

1 ソフトバンクBBからの申立て

ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）は、3月6日、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、法第38条に基づき、電気通信設備の接続を請求し、接続についての協定の締結を申し入れた。請求の要点は、NTT西日本がその局舎内に設置するMDFの端末回線側端子盤（H）及び加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子を新たな接続点として追加することであったが、同月26日、NTT西日本からその請求には応じられないと拒否された。

そこで、ソフトバンクBBは、4月4日、NTT西日本に対して、協

議を終了する旨を通知し、5月16日、総務大臣に対し、法第39条第1項に基づき、接続のための協議再開の命令を行うよう申し立てた。

ソフトバンクBBによると、①新たに接続点を追加することは、法第38条各号に規定する請求の除外事由には該当せず、かつ、そうしても責任の分界は明確であり、②自社の要望が実現することにより、MDFのジャンパ線工事を自ら実施すること、つまりはMDFジャンパ線の自前工事が可能となり、DSLサービス申込者に対する工事期間の短縮及び工事費用の低減というサービスの向上がもたらされるというのである。

2 NTT西日本の主張

NTT西日本は、ソフトバンクBBの申立てを入れて協議再開命令を発することは法第38条及び第39条第1項の規定に違反すると主張する。その理由の骨子は、以下のとおりである。

- (1) NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSLサービスとの間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はない。
- (2) ソフトバンクBBの接続請求は、その実質においてMDFのジャンパ線に係る工事を同社が自ら行うことを求めるものであるが、MDFジャンパ線の自前工事は、接続協定の対象ではなく、個別契約に定められるべき事項であって、協議再開命令の対象とはされていない。
- (3) ソフトバンクBBの請求を入れると、接続約款の変更をもたらす、他の電気通信事業者や利用者などに重大な利害関係を及ぼすことになるから、協議再開命令により二社間で個別的に解決することは許されない。
- (4) ソフトバンクBBの請求する箇所に接続点を設定することは、加入者回線と交換機端子との一対一の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を絶ち、日本電信電話株式会社等に関する法律によりNTT西日本が維持を義務づけられている「加入者電話網の完全性」を侵害することになる。
- (5) ソフトバンクBBが請求する接続箇所は、法が要求する責任分界点の要件を充たしていない。
- (6) ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、故障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になる。さらに、誤接続などの事故の増加、

保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想される。こうした事態は、現在、NTT西日本がその責任で工事を行うことにより、最小限に抑えているのであって、ソフトバンクBBに自前工事を認めれば、現在のような円滑な役務の提供は困難になるから、法第38条第1号及び第2号に掲げる接続義務の除外事由に当たる。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、6月18日、NTT西日本を当事者とする聴聞を開催した上で、7月16日、当委員会に対し、諮問を行った。諮問の要点は、ソフトバンクBBがジャンパ線設置工事を行う場合には、当事者間において、その実施方法を検討・協議する必要があるが、法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないので、NTT西日本に対して協議の再開を命ずることが相当と考えるというものである。

4 委員会の審議

当委員会は、7月16日、総務大臣からの諮問を受け、即日、委員会を開催して諮問内容について説明を受けた。

当委員会は、その後7月29日、8月6日、同月12日、同月13日及び同月20日に委員会を開いて審議し、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 第38条本文による接続の義務の存否

(1) 法第38条は、「第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない」と規定し、同条各号に列挙する除外事由に該当する場合を除いて第一種電気通信事業者に対し接続の請求に応じる義務を課している。

この各号に列挙する事由の存否については2で検討することとし、まず本文による接続の義務の存否について検討すると、この規定は、NTT西日本が、ソフトバンクBBから、NTT西日本の「電気通信回線設備」にソフトバンクBBの「電気通信設備」を接続すべき旨の請求を受けたときは、NTT西日本はその請求に応じなければならない旨を明確に定めている。

そして、ソフトバンクBBの請求によると、NTT西日本の「電気通信回線設備」は、局舎内に設置してあるMDFの端末回線側端子盤（H）のジャンパ線接続端子と加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子とを接続点とする設備であり、ソフトバンクBBの「電気通信設備」は、新たにNTT西日本の局舎内に用意するMDFの端子盤及びそのジャンパ線接続端子とNTT西日本の接続端子とを結ぶジャンパ線であるというのであるから、その請求は法第38条本文の規定に該当しているものといえることができる。

これに対し、NTT西日本は、種々の理由を挙げて、ソフトバンクBBの請求はその規定に該当しないと主張している。そこで、以下、主要な主張について付言しておくこととする。

- (2) NTT西日本は、第一に、NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSL設備との間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はないと主張している。すなわち、ソフトバンクBBの設備であるスプリッタ等のDSL設備とNTT西日本がDSL設備との接続のために追加的に設定したMDFの端子盤（H）及び（V）のスプリッタ側端子の箇所（以下「既存接続箇所」という。）で接続を行っている。しかるに、ソフトバンクBBは、今回新たに既存接続箇所とは異なる箇所、具体的にはMDFの端子盤（H）及び（V）のジャンパ線接続端子の両箇所（以下「新接続箇所」という。）での接続を請求している。しかし、法第38条は、NTT西日本に対し、そのネットワークとソフトバンクBBのDSLサービスという2つのネットワークを結ぶ接続を義務づけているにとどまるから、NTT西日本は、既存接続箇所を設けていることによりその義務を果たしているというのである。

しかしながら、法第38条にいう「電気通信設備の接続」とは、規定上、接続箇所を限定していないばかりか、その沿革に照らすと、技術的に接続が可能なすべての箇所における接続を意味することが明らかである。

すなわち、法第38条及びこれに対応する第39条第1項は、平成9年に改正され、はじめて接続の一般的義務が規定されたのであるが、改正の契機となったのは、本件と同様に既存の接続箇所とは別の接続箇所を請求する事案が発生したことであった。この事案の申立て事業者は、新しい接続箇所でも相手方事業者の設備と接続することを求めたが、相手方事業者はこれを認めず、紛争が長びいた。そのため、郵政大臣は、接

続の基本的ルールの在り方について電気通信審議会に対し諮問し、同審議会は、平成8年12月19日の答申において、「第一種電気通信事業者のネットワークについては、(中略) 正当な理由がある場合を除き、他事業者に対する接続協定の締結を義務付けること」、「技術的に接続が可能なすべての不可欠設備上のポイントにおける接続が提供されること」を提言した。郵政省は、この審議会の答申を受けて法の改正作業に着手し、翌年成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成9年6月20日法律第97号)により、答申内容が法第38条及び第39条第1項として盛り込まれたのである。

また、平成9年の法改正作業と並行して、「サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書」(平成10年条約第1号)の合意・批准作業が進められていたが、その附属文書中に「主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する」とする規定があったところから、国内においてこれを担保する法令として平成9年改正後の法第39条第1項を設けたものと理解されている。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (3) NTT西日本は、第二に、ソフトバンクBBは本件接続請求によって同社が発注するジャンパ線の自前工事が実現されるものと期待して本件請求をしているが、これは自前工事を前提とする請求であるから、法第38条に規定する「接続すべき旨の請求」には該当しないと主張する。

確かに、ソフトバンクBBが本件接続の実現によって自前工事が可能となるものと期待していることは同社の命令申立書の記載から認められるが、本件申立ては、あくまで法第38条に依拠して協議の再開を求めるものであり、申立人がそのような主観的な期待を有しているからといって当該接続請求を同条の適用対象外のものとすることはできない。また、およそあらゆる接続請求は、その接続を通じて得られる利点を電気通信役務の向上に活かすことを期待して行われるものであるから、ソフトバンクBBによる本件接続請求も、法第38条の「接続すべき旨の請求」に当たるとすることに問題はない。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (4) NTT西日本は、第三に、本件命令によってNTT西日本がソフトバンクBBの請求に応じる場合には、現行の接続約款の規定によらない条件で接続を行うことになり、接続約款の変更又は法第38条の2第7項に基づく接続協定の締結についての総務大臣の認可を経なければな

らないので、第一種指定電気通信設備との接続に関しては個別的紛争解決手段である接続命令の規定は適用されないものと解すべきであると主張する。

しかしながら、接続協議を行うことと、協議の結果締結される接続協定の内容がいかなるものとなるかは、別個の問題である。また、法第38条の2第2項は、接続約款の作成を義務づけているが、同時に、当事者間の協議結果に基づいて接続約款を変更することを予定しており、さらに、同条第7項は、認可接続約款により難い特別な事情があるときは総務大臣の認可を受けて認可接続約款の内容と異なる接続協定を締結することができる旨を規定している。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (5) NTT西日本は、第四に、日本電信電話株式会社等に関する法律は、同社に対し、他の電気通信事業者の電気通信回線設備を介することなく、「各加入者回線と各利用者に割当てられた交換機端子が一对一で対応していること」及び「各利用者端末（電話機）から交換機端子まで引かれる加入者回線が遮断されることなく連続していること」を満足する加入者電話網を維持し、あまねく電話サービスを適切、公平かつ安定的に提供することを要求しているのに、ソフトバンクBBが請求する新たな接続箇所を認めると、加入者側終端装置から交換機端子に至るまでの加入者回線が他事業者設備に遮断されて加入者電話網の完全性が侵されることになるから、そのような接続形態は、法第38条の「接続」には含まれていないと解すべきであると主張する。

確かに、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項は、地域電気通信業務の定義として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」と定めているが、これは、接続を義務づけている法を前提として理解すべきものであり、法の義務を制約する根拠になるものではない。現に、NTT西日本とソフトバンクBBとの間の既存の接続においても、ソフトバンクBBの設備を利用してNTT西日本の電話役務を提供しているのである。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (6) NTT西日本は、第五に、本件の接続請求におけるジャンパ線の管理は法の要求する責任分界点の要件を充たしていないので、NTT西日本はこれに応じる義務はないと主張する。

法第41条第2項第5号は、第一種電気通信事業者が維持すべき技術基準として、「他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の

分界が明確であるようにすること」を規定している。この規定は、事業用電気通信設備規則が、「事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない」こと（第23条第2項）、及び「分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない」こと（第24条）を要請していることと併せ考えると、設備における責任の切分けが物理的に明確であることを求める趣旨であることが明白である。これを本件の接続請求についてみると、個別のジャンパ線をどの事業者が設置したものが明らかになれば、物理的な責任分界は明確である。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (7) 以上のとおり、ソフトバンクBBがNTT西日本に対してした本件接続請求は、法第38条本文に適合した請求である。

2 法第38条各号の該当性

- (1) 次に、法第38条本文の除外事由を定めている各号の該当性について検討する。

同条各号は、接続の請求を受ける第一種電気通信事業者の利益と接続を求める電気通信事業者の利益を調和するため、接続除外事由として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（第1号）、「当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（第3号）と定め、電気通信事業法施行規則第23条は、上記の法第38条第3号に基づき、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（第1号）と「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（第2号）という二つを除外事由として定めている。

- (2) NTT西日本は、この点につき、ソフトバンクBBがジャンパ線の設置工事を自ら発注して行うことにより、同社の電気通信役務の円滑な提供に様々な支障が生じるので、法第38条第1号及び第2号の事由に当たると主張している。

平成9年に法第38条が改正されて接続義務が定められた当時の理解としては、同条第1号の事由は、電気通信回線設備の損傷や機能障害、

役務の品質維持の困難といった事由、具体的には接続の請求を受けた第一種電気通信事業者の電気通信役務を提供するための電気通信回線設備に損傷や障害等をもたらすような場合であると想定されており、本件接続工事を実施する際にも、その態様のいかんによっては、程度の差はあっても同じような危険が生じる可能性もないとは言い切れない。

しかしながら、3において述べるとおり、新接続箇所における接続の是非とその工事を誰がどのように行い、こうした危険を防止するかは、別の問題である。

したがって、この点の主張は理由がなく、他に除外事由があると認めべき事情はない。

- (3) 以上のとおり、本件接続が法第38条各号に掲げる接続の除外事由に該当するとは認められない。

3 ジャンパ線自前工事の是非

- (1) ソフトバンクBBは、その申立書にあるとおり、本件接続請求が入れられれば、MDFジャンパ線の自前工事を行うことが可能となり、それによりサービスの向上がもたらされると考え、その請求を行ったものである。

他方、NTT西日本は、ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事が行われると、故障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になるばかりか、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想されると主張している。

この争点は、本件接続に関する協定を締結するため協議の再開を命じるべきか否かとは別個の問題ではあるが、両社間では不可分一体の問題として捉えられており、実質上本件の最大の対立点となっている。したがって、当委員会が協議の再開を命じるべきであるとの答申をするについては、その命令と自前工事の問題とがいかなる関係に立つのかについての当委員会の理解を示しておくことが必要であり、妥当でもあると考えられる。

そこで、以下、この観点から当委員会の理解を若干示しておくことにしたい。

- (2) まず、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線を所有し、これを法第38条にいう「電気通信設備」の一部とすることについて、その意味と効果を検討する。

ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点の追加を請求し、併せてその接続点に至るジャンパ線を自社で用意するというのであるから、ジャンパ線の所有権がソフトバンクBBに帰属し、責任分界点がジャンパ線のNTT西日本側の接続点となることは明らかである。

また、ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点での接続を請求したためこのジャンパ線が必要になるのであるから、これを敷設するための費用は、接続を請求したために生じる費用として原則としてソフトバンクBBが負担すべきことも明らかである。

さらに、ジャンパ線を敷設してNTT西日本の端子と接続する工事は、ソフトバンクBBのための工事であることも明らかである。

しかしながら、それらのことは、ソフトバンクBBが当然にジャンパ線の敷設や接続の工事をNTT西日本の意思に優越して自由に行い得ることを意味するものではない。なぜなら、その工事は、必然的にNTT西日本の設備を利用し、これに影響を与えるものであるから、NTT西日本による自社の設備の利用と抵触することが避けられず、NTT西日本との間で調整することが必要となるからである。

(3) そこで、両事業者の設備が競合する場合における工事の主体と方法についての法制をみると、次のような経過がある。

郵政大臣は、平成8年12月19日の電気通信審議会の答申「接続の基本的ルールの在り方について」を受け、指定電気通信設備との接続に関する制度を導入する等の電気通信事業法改正案を国会に提出した。コロケーション設備の工事について、同答申は、「セキュリティの確保等の観点から、特定事業者による保守受託の形態で行うことも認められるべきである」と提言し、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」(平成9年11月17日郵政省令第81号)により、「他事業者が接続に必要な装置を指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物並びに管路、とう道及び電柱等に設置する場合において負担すべき金額及び条件」を接続約款に定めるべきことが規定された。他方、コロケーション設備の工事主体については、接続約款を作成する事業者が任意に定めることができるとされたので、当時の日本電信電話株式会社は、コロケーション設備の設置及び保守を原則として同社自身で行うことを接続約款に規定し、郵政大臣の認可を受けた。すなわち、この時点では、接続事業者の所有する設備であっても、日本電信電話株式会社がその工事を実施するとされていたのである。

ところが、このような接続約款の下では接続の円滑化というコロケーションの目的が十分に達成されないおそれがあることが次第に認識さ

れるようになったため、平成12年2月18日の電気通信審議会の答申において、郵政大臣に対して、「コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること」が要望された。これを受け、郵政大臣は、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年9月13日郵政省令第55号）により、「他事業者が工事又は保守を行う場合の手続」を接続約款に規定すべき事項として追加し、それに基づく接続約款の規定が設けられたことにより、接続事業者がコロケーション設備の自前工事を選択して指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に請求することも可能となった。

現行のNTT西日本の接続約款第95条第1項第3号は、そのための規定であるが、この規定は、同項本文の「接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合」という文言からも明らかとなり、コロケーションを認められたスペース内で接続事業者が保有する設備を設置する際の手続を規定したものであって、これと他の事業者が自己の設備を管理する権利との競合関係を調整するものと解することはできない。つまりは、接続請求事業者が自前工事を行うこととしてもNTT西日本その他の事業者のための設備に支障を及ぼすおそれのない場合についての規定であって、この規定を根拠として、ソフトバンクBBが本件接続のためのジャンパ線の敷設や接続を当然に自前工事として実施することができることにはならないのである。

以上の経緯と接続約款の規定を前提とすると、コロケーション設備の設置工事の主体に関しては、法は、基本的には事業者間の協議に委ねており、いずれか一方が当然にその主体になるものとは定めていないと解される。

そのことは、前述したとおり接続が相互に設備を利用するという関係にあり、工事の実施によって必然的に相互に影響を及ぼすことになるというこの工事の本質を反映した結果であると考えられる。

- (4) 本件接続のための工事についてみると、①既存のNTT西日本所有のジャンパ線を切断する作業、②ソフトバンクBBのジャンパ線を敷設して接続する作業が必要となるが、①については、NTT西日本の了解なしにソフトバンクBBがその工事を行うことができないのはもちろんであり、②についても、NTT西日本の多数のジャンパ線が混在する狭隘な場所で、他の競合する工事と並行して行うことになり、他のジャンパ線との接触や他の工事人との接触が予想されるため、その工事の主

体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日本が緊密に協議をして行うべきものというべきである。本件接続工事の主体については、ソフトバンクBB及びNTT西日本の主張並びに総務大臣から示された命令案において、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線の自前工事を行うことを前提とするかのような記述があるが、当委員会は、上述したとおり、工事は、その主体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日本とが協議して行うべきものと解する。

- (5) このように、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBBが当然に行い得るものではなく、当事者間で調整すべき事項である。したがって、新接続箇所での接続義務を負うNTT西日本は、迅速、安価、安全かつ公平な接続を目指して接続義務を誠実に履行する責務があるとともに、他方、ソフトバンクBBも、NTT西日本の役務提供に支障を及ぼさない具体的な提案を行うことが求められる。当委員会としては、今後、当事者間において、誠意のある協議を行い、早期に妥当な結論が得られることを切に期待する。

第3 結 論

当委員会は、以上の理由により、本件接続協議の再開命令を発することが正当であると判断する。

(7) 命令

西日本電信電話株式会社あて平成15年8月28日総基料第137号

電気通信設備の接続について（命令）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、ソフトバンクBB株式会社（以下「SBB」という。）の申立てに係る貴社の電気通信設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFのジャンパ線側端子とSBBの電気通信設備との接続に関して、接続に関する協定の締結の協議再開を命ずる。

(理由)

S B Bは、かねてから実現を要望しているMDFのジャンパ工事を自ら実施することが可能となるよう、貴社に対し、平成15年3月6日付け文書により、S B Bの電気通信設備と、貴社の電気通信回線設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFのジャンパ線側端子との相互接続を要望したが、貴社は同月26日付け文書により、この要望に応えられないと回答した。このため、S B Bは、同年4月4日付け文書により、貴社との協議を終了させ、同年5月16日付けで法第39条第1項の規定に基づき、別紙(略)のとおり、前述の相互接続に関する協議の再開の命令の申立てを行った。

S B Bの申立てに係る接続は、貴社の電気通信回線設備との新たな接続の請求であることから、法第38条各号に掲げる場合に該当すると認めるときを除き、これに応じなければならない。当該接続については、当事者間において、貴社の役務提供に支障を及ぼすことのないよう、ジャンパ工事の主体や方法を含めその実施方法を検討・協議する必要があるが、法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められず、貴社が本件に係る電気通信回線設備の接続の請求に応じないことには理由が認められない。